

# グループホーム杏の家 運営規定

## (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

### (事業の目的)

第1条 一般財団法人天誠会が開設するグループホーム杏の家(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)(以下「事業」という)と適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症高齢者共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 従事者は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他に日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に感じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 利用者の個人情報保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

### (事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム杏の家
- 2 所在地 東京都小金井市前原町5丁目3番24号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、法令の定めるところによる。

- 1 管理者 : 1名(従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う)
- 2 計画作成担当者 : 1名(利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成)
- 3 介護従事者 : 利用者に対し1以上、夜勤時間帯を通じて1以上

### (利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、6名とする。

### (事業の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるように支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。

3 当該事業所における年間事業計画及び日課については、別紙のとおり。

4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者および家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

### (利用者その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、また法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

- |   |                        |
|---|------------------------|
| 別紙(介護保険利用料概算金額一覧表)のとおり  |                        |
| 2 食料費   | 別紙(介護保険利用料概算金額一覧表)のとおり |
| 3 家賃  | 別紙(介護保険利用料概算金額一覧表)のとおり |
| 4 光熱水費  | 別紙(介護保険利用料概算金額一覧表)のとおり |
| 5 共益費   | 別紙(介護保険利用料概算金額一覧表)のとおり |
| 6 理美容料、おむつ代   | 実費(下記8のとおり)            |
| 7 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。 |                        |
| 8 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。         |                        |

9 利用料その他の費用は月毎に請求し、現金および銀行振込の方法で支払いを受ける。

### (身体拘束等)

第8条 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行なう場合、その様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載する。

### (虐待の防止等)

第9条 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し、委員会及び研修を定期的に開催し、担当者を設置する。

### (事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、小金井市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録し保管する。

3 第1項による保険者への報告は「小金井市介護保険事業者による事故発生時の報告取扱要綱」の規定に従い行う。

4 事故発生時には、別に定める「事故発生時の対応マニュアル」に基づき適切に対応する。

### (非常災害対策)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し非難訓練等を、併設施設と連携して次のように行う。

(ア) 防火責任者には事業所管理者を当て、火元責任者には事業所常勤介護者を当てる。

(イ) 始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(ウ) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。

(エ) 非常災害用設備は常に有効に保持するように努める。

(オ) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小に止めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。

(カ) 防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練(併設施設の訓練計画に含まれる)を実施する。

(キ) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

### (業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため及び事情時の訂正での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に必要な措置を講じるものとする。(業務継続計画)

### (衛生管理)

第13条 感染症が発生しまたはまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、委員会及び研修等を定期的に開催する。

### (その他運営に関する留意事項)

第14条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(ア) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(イ) 継続研修 年6回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させつため、従業者でなくなった後においてこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人天誠会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

### 附則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年12月21日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。